



総務・人事部門が必ずおさえておきたい

# 1日でわかる『社会保険』のしくみと給付

4つの制度の概要・枠組みと給付の要点を、トラブル回避のポイントや関連法令をまじえてわかりやすく解説

開催日時 2024年6月7日(金) 10:00~17:00

対象：社会保険実務ご担当者、総務・人事部門の責任者~担当者（初級レベル）

社会保険制度は複雑でわかりにくいというイメージがありますが、その適用要件や給付内容等の理解が十分でないと思われぬトラブルに発展してしまうことも少なくありません。そのため、総務・人事部門の方にとって、社会保険制度の要点を正しく理解しポイントをおさえておくことは欠かせない必須事項です。本セミナーでは、各保険のしくみや主な給付の要点と、総務・人事部門の方が知っておくべき勘所を、判断に迷ったり誤ったりすることの多い点に触れながら、関連法令や法改正情報をまじえてわかりやすく解説します。

(詳しくは裏面をご覧ください)

## ● 講師 ●

社会保険労務士法人名南経営  
特定社会保険労務士

## 小浜 ますみ氏

大学卒業後、百貨店勤務ののち、舟木経営労務事務所等の勤務を経て現職。社会保険の手続、就業規則等の規程作成・整備を手掛けながら、複雑多岐に亘る労務相談業務と労働諸法令のアドバイスをを行い、日々顧問先企業の人事・労務のサポートをしている。豊富な実務経験を活かし、各自治体、商工会議所等での労務セミナー講師としても活躍中。そのわかりやすい講義は人気が高く、リピーターが多い講師。

## [主 著]

「管理職・職場リーダーのための人事・労務Q&A」(共著 中央経済社)「年金制度改正のポイント」(共著 新日本法規出版)「出向・転籍・労働承継の実務」(共著 新日本法規出版) ほか

## ● 主催 ●

みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ

TEL ☎0120(737)132

## ● 会場 ●

TKPガーデンシティPREMIUM品川高輪口

東京都港区高輪4-10-18 京急第一ビル  
(JR 品川駅 高輪口下車2分)

## ● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

28,600円

(うち消費税 2,600円)

MMOne シルバー会員

30,800円

(うち消費税 2,800円)

左記会員以外

35,200円

(うち消費税 3,200円)

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご参加要領をご覧ください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ  
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

※ご記入いただいた個人情報の利用目的、ご参加要領に関しては裏面をご覧ください。

※同業の方のご参加はご遠慮ください。

No.24-10615

# 講義内容

## 1 公的保険のあらまし

- (1) 労働者災害補償保険制度の意義 (2) 雇用保険制度の意義  
(3) 健康保険・厚生年金保険制度の意義

## 2 労働者災害補償保険のしくみ

- (1) パート・アルバイトも労災保険の対象となるのか？ (2) 業務上の範囲、通勤の範囲とは  
(3) 給付の種類と内容  
①業務上のケガ、病気で治療を受けるとき ②通勤途上のケガで治療を受けるとき ③業務災害で休業をするとき  
④通勤災害で休業をするとき ⑤ケガ、病気が治ゆしない場合 ⑥障害が残った場合  
⑦介護が必要な場合 ⑧死亡した場合  
(4) 労災保険手続きのポイント、注意点  
①労災指定病院とそうでない病院とは書類が異なる ②休業補償と年次有給休暇との調整とは

## 3 雇用保険のしくみ

- (1) 被保険者となる者、ならない者の範囲とは ①被保険者となる基準 ②兼務役員の被保険者資格要件とは  
(2) 給付の種類と内容 ①雇用保険給付一覧 ②社員が退職し求職活動する際の給付  
(3) 雇用保険手続きのポイント、注意点  
①失業給付を受給できる要件とは  
②雇用契約期間満了時の退職は要注意！特定受給資格者、特定理由退職者となる違いは？  
③離職票の作成のポイント、退職者へのアドバイスとは  
(4) 給付の種類と内容  
①出生時休業と育児休業の給付の取扱い ②育児休業期間を延長するときの手続き  
③社員が介護休業を取得する際の給付 ④60歳～65歳になるまでの給付

## 4 健康保険・厚生年金保険のしくみ

- (1) 被保険者となる者、ならない者の範囲とは  
①パート、アルバイトの適用は事業所規模で異なる ②健康保険、厚生年金保険の被保険者は範囲が異なる  
③任意継続被保険者とは

## 5 健康保険料、厚生年金保険料のしくみ

- (1) 標準報酬とは、保険料の決定方法とは  
(2) 保険料を改定（算定基礎届、随時改定、育児休業等改定）するときとは  
(3) 随時改定の特例とは  
(4) 賞与にかかる保険料とは

## 6 健康保険の給付のしくみ

- (1) 健康保険の給付の種類と内容  
(2) 業務外のケガ、病気で治療を受けるとき ①治療が高額となったとき ②傷病手当金を受給する要件とは

## 7 健康保険・厚生年金保険の子育て支援

- (1) 出産をする場合 (2) 産前産後休業中の社会保険料免除  
(3) 育児休業の期間により社会保険料免除の取扱いが変わる (4) 養育期間標準報酬特例申出とは  
(5) 育児休業等終了時の月額変更届とは

## 8 おわりに

- (1) 実務担当者に求められる姿勢と心構え (2) 社会保険制度の今後の展望

※プログラムの無断転用はお断りいたします。  
※社会保険労務士の方、社会保険労務士事務所に所属されている方、同業の方のご参加はご遠慮ください。

内容等に関するお問い合わせ先 TEL  0120(737)132

### ご参加要領

- Web サイトから簡単にお申込みができますので、是非ご利用ください。折り返し、電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
- ご受講料につきましては請求書記載の金額に基づき、セミナーの3営業日前までに下記の口座にお振込みください。なお領収書の発行は省略させていただきます。お振込み手数料はお客様のご負担をお願いいたします。  
みずほ銀行 東京営業部 普通預金 No.2035802 ミズホリサーチアンドテクノロジーズカブシキガイシャ
- 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- お取消しは、開催日の前営業日17時までにセミナー担当 (mizuhoseminar@mizuho-rt.co.jp) まで電子メールにてご連絡ください。受講料は全額ご返金いたします（お振込みの際の手数料については、お返しいたしかねます）。なお、開催3営業日前までに受講料のお振込みがなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、受講料全額をご負担いただきますのでご注意ください。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- セミナー内容の録音はご遠慮願います。
- 駐車場はございませんので、車でお越しはご遠慮ください。
- 車椅子のご利用等、お体が不自由でお席についてご相談のあるお客さまは、事前にご連絡をお願いいたします。
- 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。開催中止の際には、受講料を全額返金させていただきます（お振込みの際の手数料については、お返しいたしかねます）。

### 個人情報の利用目的

- 商品やサービス等のお申込の受付のため。
- 商品やサービス等のお取引における管理のため。
- 商品やサービス等のご提供に必要なご案内・ご連絡・ご請求等を行うため。
- ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品やサービス等に関する各種ご提案・ご案内のため。
- その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

## みずほリサーチ&テクノロジーズ

セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>